

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第8号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第2号ア（ウ）」を「第2条第2号ア（イ）」に改める。

第2条の3（見出しを含む。）中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、「同号イ」を「同号ウ」に改める。

第2条の4（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第2条の5（見出しを含む。）中「第17条第2号イ」を「第17条第2号」に改める。

第3条第1項及び第2項中「第2条第2号ウ」を「第2条第2号イ（イ）」に改め、同条第3項を削る。

第7条第3項中「第3条第3項の規定は、」を削り、「について準用する」を「の申出は、育児短時間勤務計画書（様式第2号）により行うものとする」に改める。

様式第2号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。